

仲宗根 勇 - 山城さんと添田さんの那覇地裁第7回公判 傍聴記

山城さんたちの完全無罪を勝ち取る会...

山城さんと添田さんの那覇地裁第7回公判 傍聴記

山城さんたちの完全無罪を勝ち取る会

共同代表：仲宗根 勇

日時：7月12日13：30～

審理経過：遮蔽措置をとった後に検察官申請の稲葉まさのり証人に対する反対尋問及び再主尋問がなされた。

1 稲葉証人に対する反対尋問（山城被告人・金高弁護士）

供述要旨：（2016年）7月22日にしたFルート入り口のテントなどの撤去の準備はいつ頃からしたかについては詳しくは知りません。その前に撤去を口頭で警告したり警告書をテントに貼り付けました。（「警告書」を示す）それが警告書です。その中に撤去期限がすぎたら「所有権を放棄したものとみなします。」という記載があります。その撤去の根拠は防衛省設置法第4条19号です。

沖縄防衛局は、警察の許可を得て仮設フェンスを設置しましたが沖縄県から道路法による手続きも必要だと指摘されたので、そのフェンスは撤去しました。テントの撤去に関して行政代執行の手続きを取らなかった理由は知りません。7月22日のFルートの出口側の車両やテントの撤去も口頭で警告したり掲示物を設置したフェンスに貼り付けました。（「警告書」を示す）警告書の中に「8月2日を経過すれば所有権が放棄されたものとみなします。」書かれていることは間違いありません。

本件の8月25日に現場に行った目的はフェンス設置を完成させることであって、テント撤去の目的はありませんでした。フェンス設置を完成させた後のことは、上の指示をおおぐ形でありました。私が持っていた書類はフェンス設置作業と幹部の緊急連絡先などを書いたものです。（文書を示されて）Fルート出口を撤去した場合の幹部の連絡先を書いたもので、撤去後に貼ろうとして持っていた資料です。（主尋問で言った）人垣をつ

くったのは、防衛局が管理するところを明確にするためフェンス完成までそうするつもりでした。

本件の現場のビデオは何度も見ていますが、背中を押されて4～5メートル歩かされたことはビデオを見てのことではなく、記憶しています。私の周囲は多数の人が密集している状況でしたが私と並行して歩いていたのは山城さんだけでしたが近くには多くのフェンスの前で何人も体が触れ合う状態でしたが、私に力がかかった状態ではなかった。満員電車のような状態ではありませんでした。

私は、腰のあたりを持ち上げられ宙に浮いた状態でテントの中に押し込まれゴミ袋の上に尻餅をついて少し仰向けのようになった。1回目と2回目の尻餅の時で本件の山城さんたちの関係者の立ち位置は変わってはいません。2回目の尻餅の途中から私のヘルメットをおしかぶされました。ヘルメットを押す力と背中を押された力が同じだったので、山城さんがヘルメットを押したと思う。山城さんは私の足元ではなく上半身の右側にいました。山城さんの足も私の上半身の右側にありました。「書類を取れ」と言ったのか「書類を奪え」と言ったのか、どちらだったのかははっきりはしません。ただ、そのような趣旨だったと覚えているだけです。背中を押されて外へ出されたのと山城さんが外へ出たのはほぼ同時であったと思います。

(甲第4 2号証添付のDVDビデオを提示しその1分55秒から2分05秒までの部分の動画を再生した後、その静止画写真11枚を示して) この写真の中で写っている山城さんをA,私(証人)をBと指摘しました。

(同じく甲第4 3号証添付のDVDを再生後、21枚の静止画の写真にA,Bと記載させた。

(裁判長質問に対し) 何も書いていないものは、A,Bの確認ができないものです。

左上腕部の診断書も写真もありません。右前腕部の傷害については、その日の午前9時頃に電源開発に続くアクセス道路の近くにあった待機所で同僚に携帯で写真をとってもらいました。上司への報告は午前9時過ぎです。テントの外へ出た時警察官には書類を取られたことを話しました。私は右前腕部の痛みを感じながら書類の返還を求めたのです。

(甲第4 3号証を再生した後) 私の利き腕は右腕です。事件の翌日8月26日はデスクワークをしていました。(主尋問で言った) 重要な仕事というのはデスクワークのことです。25日の夜に警察の方と電話連絡し追っ

て打ち合わせの日時は決めることにしました。上司からは県警に行く前に診断書を取ればよいと言われていました。8月27日に行った整形外科は妻の紹介で行き、警察に出すための診断書を求めたわけです。診察は27日の1日だけです。

2 稲葉証人に対する反対尋問（添田被告人・中村弁護人）

事件の日まで添田さんを知りませんでした。添田さんの右腕の袖口から刺青をビデオの映像ではなく実際に見ました。刺青を入れた人については怖いと感じました。添田さんの他には刺青の人は見ていません。

私は、警察の取り調べでは嘘偽りなく正確に話しそれを警察官がまとめた調書が読み上げられ、それに署名をしました。（甲第37号証警察官作成の供述調書を示されて）この署名は私がしたものです。この中に刺青に関する記載があるかとお尋ねですが、（黙読した結果）刺青の記載はありません。

テントに入れられた時の現場の混乱はありましたが、私は精神的に取り乱したりはしていませんでした。反対派の中の比較的若い2人以上の者らに左腕を引っ張られ、後ろから押されていました。その人たちは後で映像を見て顔が一致したわけです。しかし、左腕と左肩を引っ張っていた者の顔は見てはいません。映像を見て後で吉田さんと添田さんとわかったわけです。私は防衛局が撮影したビデオを数十回見たり写真やその日のテレビニュースを見たりしました。防衛局が作成したビデオから切り取った写真を見せられたかどうかについては覚えていません。（反対派の名前が書かれた平成28年11月5日付け巡査部長作成の報告書を示されて）これを見たことはありません。テント内に引っ張り込まれ20度くらいに抑えられて添田さんが私の両膝寄りの位置で押さえていました。（裁判長の質問に対し）添田さんが足を押さえて根拠は足元には吉田さんと添田さんがおり、その直前に一步近づいてきたのが添田さんでしたので、足を押さえたのは添田さん以外にはないと認識しています。（甲第42号証のビデオを再生した後、その中の1分09秒と1分16秒の静止画を示し）どちらも添田さんかどうかはよくわかりません。2回目に倒れた時に左に高野さん、右に富田さんと山城さん足元に添田さんと吉田さんがおり、他にも反対派がいましたが私に関係したものは今言った人たちです。足を押さえられたことは28年10月18日の警察での取り調べ調書には書かれていません。書類を取られたときは、仰向けに倒れていて両腕上腕部を押さえられていて足は押さえられていませんでした。

吉田が書類を取り始めて取り終わるまでの時間は10秒から15秒くらいだと思います。それは倒れてから中腰になるまでの間です。その際に山城さんをリーダー的存在と認識していたかとお尋ねですが、リーダー格ということは認識していました。添田さんについては知りません。

事件当時、年内に工事を完成させるという政府の方針は認識していました。反対運動がその障害になっていることも認識しておりました。

3 稲葉証人に対する反対尋問（添田被告人・山城弁護人）

足を押さえられる前に添田さんがスマホかデジカメを持って1.5メートルくらいの地点から私の体に近づいてくるのを見ました。近づいた後はデジカメなどは見ていません。足を押さえられた時間は2～3秒間です。ヘルメットが外れて見てはいません。

4 稲葉証人に対する反対尋問（添田被告人・原田弁護人）

28年8月25日の事件当時も10月、11月の当時も反対運動によるヘリパット建設工事が妨害されているという認識はありました。

5 稲葉証人に対する再主尋問（松村）

10月18日の警察の調書に足を押さえられたとの記載はありません。その時は書類を取られたことを中心に話しました。11月5日の調書では添田さんのテント内から外へ出るまでの話をしました。添田さんは私より距離をおいた形であり2歩くらい先にいました。

6 稲葉証人に対する陪席裁判官の補充尋問

書類を取れという他にどんな声を覚えているかとの質問ですが「今日は何しに来た」「本当にそれだけか」「ただし暴力は振うな」という声でした。山城さん以外は本土の人でテントの中での声は山城さんだけでした。

(感想) 稲葉証人の証言は、事件現場における被告人たちの立ち位置や行動を確実に現認したとするものではなく、沖縄防衛局自身や警察官が撮影したビデオや写真を見せられ、警察や検察での取り調べの過程で創作されたストーリーに基づく思い込みの結果を内容とするものがほとんどである。したがって、検察が被告人らの有罪立証のため最も重要視している稲葉証言は、被告人らの公訴事実の証明のために十分な証拠とはなり得ないものであると思料される。8月25日の沖縄防衛局のF1裏における公務に適法性がない（判例＝違法な公務に対して公務執行妨害罪は成立しない）ことを弁護団が争点化して争うことに成功すれば、裁判官は、傷害・公務執行妨害については無罪判決（無罪理由：犯罪の証明がない）を書く以外の道を選択することは不可能となろう。

